

災害の被災に係る 2026 年度春学期の入学料・授業料免除

被災者救済のため、2026 年度春学期の入学料・授業料免除を「特別の事情」として、申込みを受け付けます。申請希望者は、経済支援係まで申し出てください。

【特別の事情】前学期（新入生は、入学した学期の申請に限り、入学前 1 年以内）^{【注1】}において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」^{【注2】}という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害^{【注3】}を受けた場合で、入学料または授業料の納付が著しく困難であると認められる者

【注1】前学期とは、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間です。

入学前 1 年以内とは、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間です。

【注2】学資負担者は同一世帯内の者に限ります。（留学生は日本国内に在住している同一世帯内の者に限ります。）

【注3】風水害等の災害とは原則日本国内で発生したものとし、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等の取れるものです。

対 象 者：下表「対象災害一覧」に記載された災害により、家族が罹災し、経済的な援助が困難となった場合等（原則罹災証明書の提出が可能な者、提出不可の場合応相談）で、入学料・授業料免除の「特別の事情」による申請を希望する者

申請期限：【入学料・授業料免除】2026 年 4 月 10 日（金）（予定）

※ただし入学料免除に申請をする場合、必ず入学手続き時の仮申請を行ってください。（詳細は入学手続き書類に記載）

受付場所：学生センター2 階①番窓口（経済支援係）申請 または 郵送申請

※申請書類一式は 2 月下旬以降学生支援課ウェブサイトに掲載予定であるとともに、窓口でも配付予定です。申請書類を揃えるためにある程度の期間を要することが予想されますので、申請希望者は早めに申請書類を入手してください。

※やむを得ない事情により申請期限内に申請ができない者は、必ず期限前に学生支援課経済支援係までご相談ください。

※「特別の事情」が適用された場合は、学力審査は行いません。ただし経済審査は行いますので、**選考結果が必ず免除になるわけではありません。**また「特別の事情」が適用されるのは、一つの災害被災につき**一回のみ**です。

対象災害一覧

災害名	2026 年度春学期「特別の事情」対象者	
	在学生 (2026 年 3 月以前入学者)	新入生 (2026 年 4 月入学者)
2025 年台風 22 号（東京都島しょ部）（2025 年 10 月）	○	○
2025 年 9 月 12 日からの大雨（三重県四日市市）（2025 年 9 月）	×	○
2025 年台風 15 号（静岡県静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市牧之原市、榛原郡吉田町）（2025 年 9 月）	×	○
2025 年 9 月 2 日からの大雨 （秋田県北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町）（2025 年 9 月）	×	○
2025 年台風 12 号（鹿児島県南さつま市）（2025 年 8 月）	×	○
2025 年 8 月 20 日からの大雨（秋田県仙北市）（2025 年 8 月）	×	○
2025 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨 （石川県金沢市、鹿児島県霧島市）（2025 年 8 月）	×	○
令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波 （7 道県 118 市町村（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県、三重県））（2025 年 7 月）	×	○
令和 7 年台風第 8 号（沖縄県島尻郡南大東村・北大東村）（2025 年 7 月）	×	○
トカラ列島近海を震源とする地震（鹿児島県郡十島村）（2025 年 7 月）	×	○

※ 各 災 害 の 災 害 救 助 法 適 用 地 は [日本学生支援機構の Web サイト](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html)（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>）で確認できます。なお、家族等が災害救助法の適用地域に居住していない場合でも、対象期間の被災に係る罹災証明書の提出が可能であれば、「特別の事情」が適用されます。

